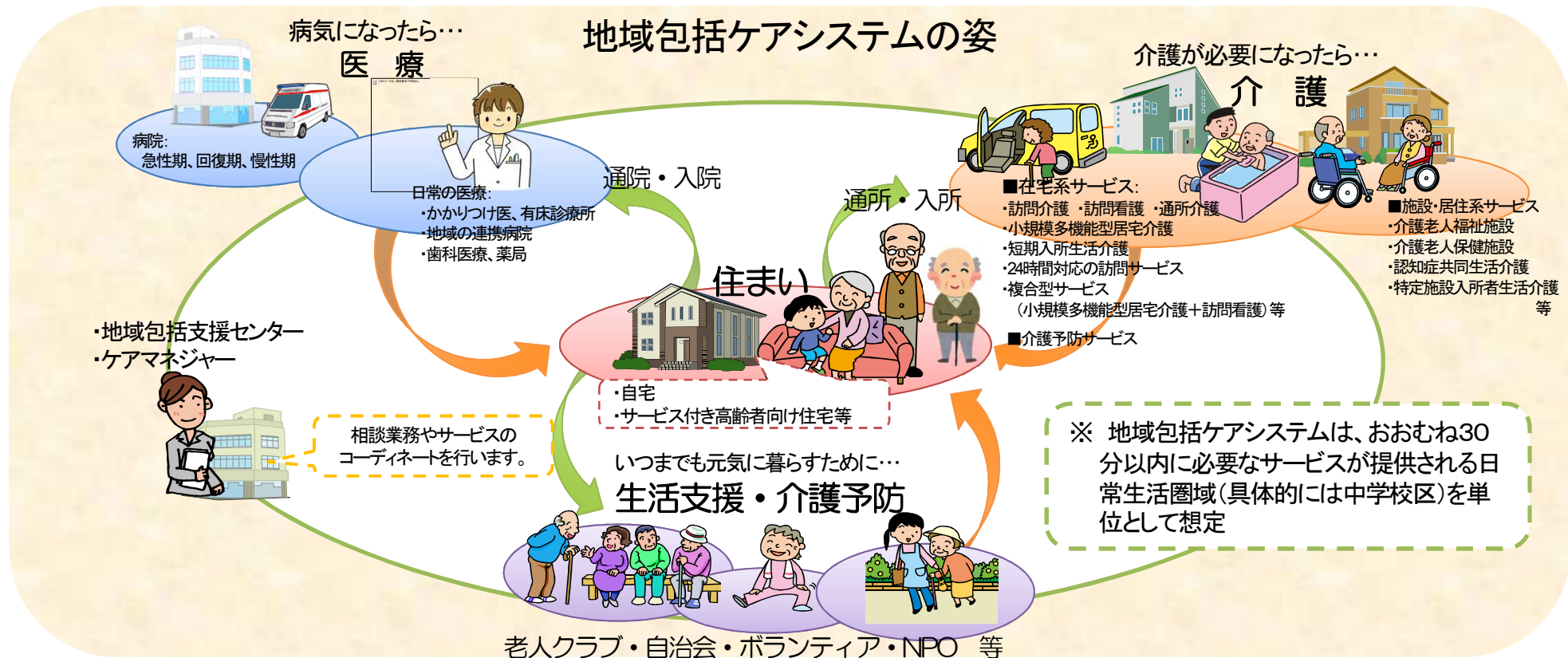


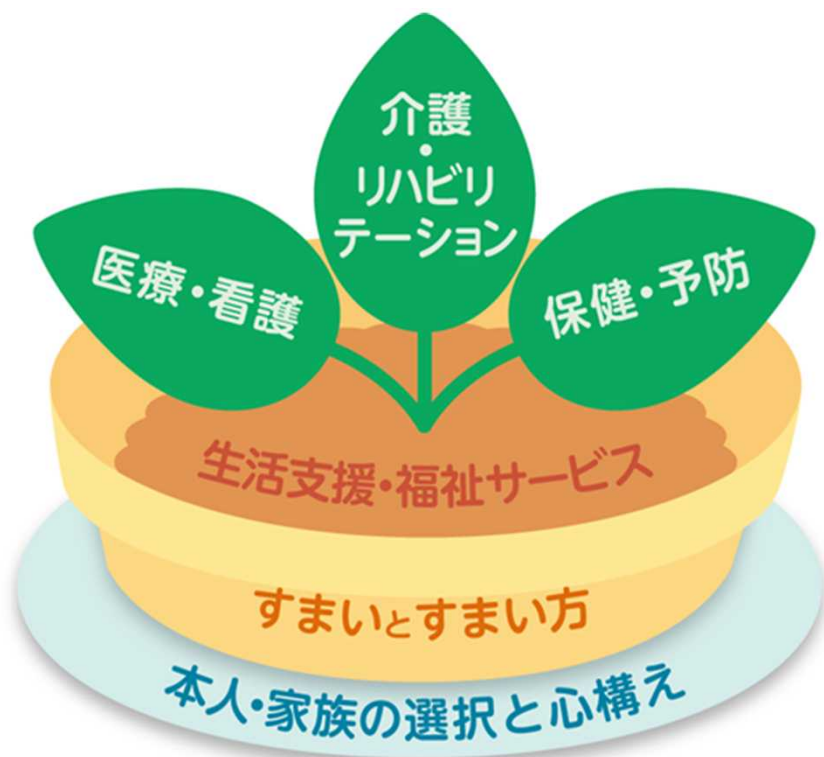
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



○地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「生活支援・福祉」といった分野が重要である。

○自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる(体系化・組織化する)役割が必要。

○とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。



自助：
・ 介護保険・医療保険の自己負担部分
・ 市場サービスの購入
・ 自身や家族による対応

互助：
・ 費用負担が制度的に保障されていない
ボランティアなどの支援、地域住民の取組み

共助：
・ 介護保険・医療保険制度による給付

公助：
・ 介護保険・医療保険の公費（税金）部分
・ 自治体等が提供するサービス

地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」(平成25年3月)より

- ③医療・介護の保険料を所得に応じて見直し
～ 医療・介護の保険料の負担を見直して、
誰もが適切なサービスを受けられる社会を目指します ～
- 国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者に対する保険料軽減措置の対象拡大
(平成26年4月～)
 - 高額療養費制度の負担額について所得に応じて見直しをおこない、中低所得世帯の負担を軽減(平成27年1月(予定)～)
 - 介護保険の第1号被保険者(65歳以上)の低所得者について、さらに保険料軽減(平成27年度中に実施)
 - 短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大
 - 難病および小児慢性特定疾患の医療費助成を公平かつ安定的な制度に
(平成26年度中に実施)



年金 0.6兆円程度

～ 社会経済情勢に対応したセーフティネット機能を強化し、
長期的な持続可能性を強固にします ～



○年金制度の充実

- 遺族基礎年金の支給対象を父子家庭へ拡大(平成26年4月施行)
- 所得が一定以下の老齢・障害・遺族基礎年金の受給者に給付金を支給(平成27年10月施行予定※)
- 受給資格期間を25年から10年に短縮し、より多くの人を年金受給に結びつける(平成27年10月施行予定※)

※税制抜本改革の施行時期(消費税率10%引上げ時期)に合わせて施行

参考:「社会保障と税の一体改革」におけるその他の主な施策

- ①基礎年金の国庫負担の割合2分の1を恒久化し、安定的な年金制度に(平成26年4月施行)
- ②短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大(平成28年10月施行)
 - 厚生年金への加入で、基礎年金に加えて厚生年金の受給対象に
 - 健康保険への加入で傷病手当金、出産手当金も受給対象に
 - 国民年金・国民健康保険にくらべて本人の保険料負担が軽減

年金制度では、これまで、次のような改革を進めてきた。

(1)年金財政の持続可能性を確保

これまでの改革により、年金財政は、その長期的な持続可能性は確保されていく仕組み。
(消費税率の引上げにより、基礎年金国庫負担割合の2分の1の恒久化の財源を確保)

(2)セーフティネットの強化にも着手

雇用基盤の変化や貧困・格差問題などの社会経済状況の変化に対応して、「短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大」や「低所得・低年金高齢者への福祉的給付」などのセーフティネット強化に向けた取組に着手。



今後、年金制度の残された課題に対応していく。

(1)長期的な持続可能性をより強固なものとする。

(2)社会経済状況の変化に対応したセーフティネット機能を強化する。

【検討事項】

「マクロ経済スライドの見直し」「短時間労働者に対する厚生年金の更なる適用拡大」
「高齢期の就労と年金給付の在り方」「高所得者の年金給付の見直し」等

※ マクロ経済スライドとは、年金額は通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えていくが、年金額の調整を行っている期間は、年金を支える力の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える仕組み。

臨時福祉給付金

市町村民税(均等割)が課税されていない方*に、一人あたり1万円を支給します。
また、老齢基礎年金などを受給している方には、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人あたり5千円が加算されます。

(消費税率の引上げにあたっては、所得の低い方々に配慮する観点から、「給付付き税額控除」または「複数税率」の導入が検討課題とされています。「臨時福祉給付金」は、その検討の結果に基づいて導入する施策の実現までの間に暫定的、臨時的措置として実施するものです。)

1人あたり
5千円

1人あたり
1万円

加算部分

基本部分

1,200万人程度

そのうち、次のいずれかに該当する方

- 老齢基礎年金の受給者等
- 児童扶養手当の受給者等

2,400万人程度

市町村民税(均等割)非課税者*

*市町村民税課税者の扶養親族等および生活保護受給者等は除く

子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月分の児童手当受給者のうち、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方への支給を基本として、対象児童一人あたり1万円を支給します。

(「子育て世帯臨時特例給付金」は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するものです。)

※臨時福祉給付金の対象者は子育て世帯臨時特例給付金の対象にはなりません。